

王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会設置要綱

3北ま都第5254号

令和3年8月5日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、王子駅周辺の関係者等が一同に会し議論をすることにより、今後のまちづくりの方向性及び進め方について具体的に定めたまちづくりガイドラインを策定するため、王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、王子駅周辺まちづくりガイドライン策定に関すること及びその他必要な事項について所掌する。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名以内 |
| (2) 関係事業者 | 5名以内 |
| (3) 地元関係諸団体代表 | 6名以内 |
| (4) 東京都の職員 | 4名以内 |
| (5) 北区の職員 | 4名以内 |

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

3 第5条1項に規定する会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から王子駅周辺まちづくりガイドラインの策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めたときは、検討会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決に代えることができる。

(公開)

第7条 検討会は原則公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、十条・王子まちづくり推進担当部王子まちづくり担当課長が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、王子駅周辺まちづくりガイドラインの策定が完了する日限り、その効力を失う。

王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会の公開に関する内規

第1 この内規は、王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第7条の規定に関し、必要事項を定めるものとする。

第2 傍聴を希望する者は、会場の広さに応じて先着順にて受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

第3 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- (1) カメラ・ビデオカメラ・録音機の類を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者。

第4 傍聴人は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- (2) カメラ・ビデオカメラ・録音機等での撮影及び録音をすること。

2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

第5 発言の要旨等は事務局でまとめ、内容を確認のうえ北区ホームページに掲載し、広く区民に周知することとする。

王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会の代理出席に関する内規

第1 王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第9条の規定に基づき、会議の代理出席に関し必要事項を定めるものとする。

第2 委員（学識経験者を除く）が、事故その他のやむを得ない理由により検討会を欠席する場合、会長は、当該委員が推薦する者の委任状をもって代理を認めることができる。